平成２８年（フ）第６６５号
東京都港区東麻布２丁目６－14
債務者　秋山　樹理
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６７号
東京都葛飾区西新小岩３丁目39－４　鈴木荘102
債務者　齋　　善生
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６８号
東京都渋谷区代々木５丁目61－２－201
債務者　市村　良勝
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７２号
東京都西東京市芝久保町１丁目15－６－305
債務者　松島　泰子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７７号
東京都世田谷区代田３丁目52－２　ＤⅢメゾン201
債務者　小松原紗希
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７８号
東京都荒川区荒川３丁目57－５
債務者　中島　太一
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８２号
東京都板橋区大和町26－10－303
債務者　石川　英治（旧姓芦原）
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８３号
東京都足立区西新井６丁目15－２－307
債務者　齊藤　良治
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８５号
東京都足立区西新井本町３丁目４－４－210
債務者　林田　晴美
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８６号
東京都杉並区上井草２丁目31－21－202
債務者　一ノ瀬明江
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８７号
東京都江戸川区上篠崎４丁目８－９　キャピタル５　205
債務者　巽谷　政彦
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８９号
東京都西東京市西原町４丁目10－１－106
債務者　若松　　岳
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９０号
東京都足立区栗原３丁目16－２　マロンハイツＡ103
債務者　豊崎　耕司
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９１号
東京都練馬区石神井町２丁目18－３－402
債務者　椎名　正江
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０４号
東京都荒川区東尾久２丁目２－15　三新荘５号室
債務者　冨田　茂伸
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０５号
東京都練馬区北町８丁目23－13－102
債務者　秋葉　麗子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部